

第73回人権週間のお知らせ

昭和23年(1948年)に開催された第3回国際連合総会で世界人権宣言が採択され、本年で採択73周年を迎えます。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対して人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。本年も12月4日から10日までの1週間を「第73回人権週間」として、全国各地で啓発活動を実施します。

「誰か」のこと じゃない。

～虐待 いじめ 差別のない社会へ～

皆さまもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権問題や悩み事などでお困りの場合は、地元の人権擁護委員または最寄りの法務局・法務局支局にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

☎岐阜地方法務局人権擁護課 0570-070-810
健康福祉課 32-1105

障害になったとき～障害基礎年金について～

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診察を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級 障害者手帳※の等級ではありません)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

障害基礎年金を受けるためには初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- (1)20歳前に初診日があること
 - (2)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
 - (3)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと
- ※老齢基礎年金を繰り上げて請求している人は事後重症などによる障害基礎年金を請求することができなくなります

○令和3年4月分からの年金額(定額) 【1級】976,125円+子の加算
【2級】780,900円+子の加算

☎大垣年金事務所 78-5166
住民環境課 32-1104

養老郡母子寡婦福祉連合会 会員募集

養老郡母子寡婦福祉連合会では会員を募集しています。この会は母子父子、寡婦家庭の自立と生活の安全・向上、会員相互の連携・親睦交流を図ることを目的としています。会員はそれぞれに合った奨学金の相談ができるほか、就労活動についての情報が得やすいというメリットもあります。お気軽にご連絡ください。

☎養老郡母子寡婦連合会会長 寺谷 節子 32-1099
子ども課 32-5078